

報 告 書

「吉原螢珠天神」について

昭和五十八年四月十二日

早川書房 倉 橋



東京地方裁判所民事第二一九部 御中

記

山田正紀氏著「吉原螢珠天神」の発売一時中止については、同氏も了承されたことであります。

「吉原螢珠天神」は、プロットの展開に幕末期の被差別部落が深くかかわっており、著者の立場は彼らの側にあるものの、問題となる差別表現がみられました。また部分的な訂正を施せば、却って差

別の色が濃くなるおそれもありました。

そこで山田氏と会い、話しあつた結果、同氏も了承されたのであります。

早川書房はこれを懸案事項として残すことに決定。事情の好転、打開案がでたところで再度山田氏と話しあうことにしました。そのため、印刷所に組まれた活字は解版せず保存し、原稿は現在も早川書房が保管いたしております。

一方的に発売中止にいたしましたとすれば、山田氏と話しあうこともなかつたでありましょうし、まして懸案事項として残すことはありません。

もし同書がそのまま出版されておれば、告発をうけ、当時新進気鋭の作家として注目されていた山田正紀氏の名を汚すことになったと信じております。